

Contents

1. 【ファンド】ファンドマネジメント会社に対する規制
2. 【賭博規制】シンガポール賭博規制庁法及び賭博管理法の改正に伴うシンガポールの賭博規制制度の変更

アンダーソン・毛利・友常法律事務所のシンガポールプラクティス・グループでは、シンガポールの法令規制等のアップデートを定期的に配信しております。皆様の今後の海外展開に関するご検討の一助となれば幸いです。

I. 【ファンド】ファンドマネジメント会社に対する規制

1. はじめに

2022年3月1日、シンガポール金融管理局(Monetary Authority of Singapore、「MAS」)は、証券先物法(Securities and Futures Act 2001、「SFA」)¹第321条に基づくファンドマネジメント会社(Fund Management Company)の認可、登録及び業務遂行に関するガイドライン(「本ガイドライン」)²の改訂版を公表した³。

本ガイドラインは、企業によるファンドマネジメントの認可、登録及び実施に関する指針を示している。改訂版による変更は技術的なものが中心であるが、本稿では、本ガイドラインにより示された指針も含め、シンガポールにおけるファンドマネジメントに関する規制の概要を簡単に紹介する。下記2において、ファンドマネジメントに関する主要な法的概念の概要を説明したうえで、下記3以降において、本ガイドラインの概要と、ファンドマネジメント会

¹ MAS は、SFA321 条に基づき規制のためにガイドライン等を発行することができる。

² <https://www.mas.gov.sg/-/media/MAS/Regulations-and-Financial-Stability/Regulations-Guidance-and-Licensing/Securities-Futures-and-Fund-Management/Regulations-Guidance-and-Licensing/Guidelines/SFA--Guidelines-on-Licensing-Registration-and-Conduct-of-Business-for-資産運用会社 s-Feb22.pdf>

³ 本ガイドラインは 2012 年 8 月 7 日に初めて発行された後幾度かの改訂を経ているが、2022 年 3 月の改訂には実質的な改訂はなく、従前のガイドラインから大きく変更された点はない。

社の認可、登録、実施の基準について説明する⁴。

2. 規制されるファンド運用について

(1) 資本市場サービスライセンス(Capital Markets Services Licence)

シンガポールでは、一定の適用除外に該当する場合を除き、本人であるか代理人であるかを問わず、ファンドマネジメンを業として行う者は、ファンド運用のための資本市場サービスライセンス(Capital Markets Services Licence、「CMS ライセンス」)を取得している必要がある(SFA 第 2 条、第 82 条 1 項及び附則第 2)。

(2) 「ファンドマネジメン」の定義

「ファンドマネジメン(Fund Management)」とは、財産の管理、集団投資スキーム(collective investment scheme、「CIS」)の実施、又は顧客のために(a)資本市場商品のポートフォリオの管理若しくは(b)顧客のファンド運用目的で為替取引を行うこと(顧客からこれらの行為に関する裁量が与えられているか否かを問わない)と定義されている(SFA 附則第 2)。なお、不動産投資信託の運用は、ファンドマネジメンの定義から除外されている。

3. ファンドマネジメン会社の分類

(1) ファンドマネジメン会社の種類

ファンドマネジメン会社は、(a)CMS ライセンスを保有するファンドマネジメン会社(「ライセンス保有ファンドマネジメン会社」)、又は(b)LCB 規則附則 2 の第 5(1)(i)条に基づき登録されているファンドマネジメン会社(registered fund management companies、「RFMC」)のいずれかに分類される。

ライセンス保有ファンドマネジメン会社はさらに、(i)リテールライセンスファンドマネジメン会社(「リテール LMFC」)、(ii)認定/機関ライセンスファンドマネジメン会社 (accredited/institutional LMFCs、「A/I LMFC」)、及び(iii)ベンチャーキャピタルファンドマネージャー(venture capital funds manager、「VCFM」)に細分される。

(2) 各ファンドマネジメン会社が行うことのできる業務

次の表は、ファンドマネジメン会社の種類に応じて行うことができる業務をまとめたものである。

| ファンドマネジメン会社の種類 | | 許容されている業務範囲 |
|----------------|-----------|---|
| ライセンス 保有ファ | リテール LMFC | あらゆる種類の投資家との間で、投資家の数に制限なく、ファンドマネジメン業務を行うこと。 |

⁴ 詳細については SFA、証券先物取引規制(Securities and Futures (Licensing and Conduct of Business) Regulations、「LCB 規則」)、証券先物取引規制(Securities and Futures (Financial and Margin Requirements for Holders of Capital Markets Services Licenses) Regulations、「FMR 規則」)等も参照されたい。

| | | |
|--------------|----------|--|
| ファンドマネジメント会社 | A/I LFCM | 適格投資家(qualified investors) ⁵ のみとの間で、投資家の数に制限なくファンドマネジメント業務を行うこと。 |
| | VCFM | 適格投資家のみとの間で、ベンチャーキャピタルファンドに関して、投資家の数に制限なくファンドマネジメント業務を行うこと。 |
| RFMC | | 適格投資家のみとの間で、投資家の数が30名以内で、ファンドマネジメント業務を行うこと(そのうち、CIS、クローズドエンド型ファンド又はリミテッド・パートナーシップの数は15を超えてはならない)。また、運用資産の総額は2億5,000万シンガポールドルを超えてはならない。 |

(3) 対象となる投資家

上記の表記載のとおり、A/I LFCM、VCFM及びRFMCは一般投資家(retail investor)を対象にすることができない。

A/I LFCM、VCFM及びRFMCは、従業員が(i)認定投資家(accredited investors)である場合、又は(ii)(一定の保護措置が講じられていない限り)ファンドマネジメント会社に雇用されているか、同じ企業グループ内に雇用されている投資専門家⁶である場合に限り、ファンドマネジメント業務を行うことが出来る。

RFMCの投資専門家は、LCB規則附則2の第5(1)(i)条上の適格投資家とみなされる。

(4) 運用資産

ファンドマネジメント会社が運用している資産の総額には、他の投資運用会社に対して助言又は調査を提供している場合には、サービスの提供先である投資運用会社の資産も含んで計算される。サービス提供先の資産運用会社の資産については、サービス提供元であるファンドマネジメント会社に起因する部分の資産のみを含める。

(5) RFMC に対する運用資産の制限

RFMCは、運用資産の規模を定期的に監視し、2億5,000万シンガポールドルの制限を確実に順守する必要がある。

4. ファンドマネジメント会社(VCFMを除く)の認可又は登録の基準

以下は、ファンドマネジメント会社(VCFMを除く)としてのライセンス又は登録時に満たさなければならない基準の例である⁷。

⁵ 適格投資家(qualified investors)とは、認定投資家(accredited investors:純資産がSGD2,000,000相当額以上、金融資産がSGD1,000,000相当額以上、若しくは直近12ヶ月の収入がSGD300,000相当額以上の個人又は純資産が1,000万シンガポールドル以上の法人)、機関投資家(institutional investors:中央銀行、銀行、保険会社、金融会社、CMSライセンスを保有する投資家等)、特定の種類のCIS、クローズドエンド型ファンド、リミテッド・パートナーシップやその他これらに類似する投資家をいう。

⁶ 投資専門家とは、ポートフォリオ管理、リサーチ又はディーリングを担う者をしていい、顧客サービス、ビジネス開発、マーケティング又はリスク管理などの活動にのみ関与する個人は含まれない。

⁷ ライセンス取得や登録に必要な要件の全てを網羅するものではない。

(1) 実質的なファンドマネジメント業務への関与

ファンドマネジメント会社のライセンス又は登録資格を得るには、シンガポールで、ポートフォリオ・マネジメント、投資調査、投資の実行などのファンドマネジメント業務に実質的に従事する必要がある。投資顧問、サブアドバイザーとして行動し、又は他の投資マネージャーのために調査を提供する者は、シンガポール国内外を問わず、その者が投資ポートフォリオの運用に影響力若しくは支配力を行使できる、又はポートフォリオの構成にインプットを提供することができる場合には、実質的なファンドマネジメント業務を行っているといなされる。

(2) 適合性の要件(Fit and Proper Requirements)

ファンドマネジメント会社は、自らの株主、取締役、代表者及び従業員並びにファンドマネジメント会社自身が、MASが発行した適格クライテリアに関する適合性ガイドライン(Guidelines on Fit and Proper Criteria、「適合性ガイドライン」という)⁸に従い、適格であることをMASに示す必要がある。適格性の判断においては、(a)誠実性、清廉性、評判(honesty, integrity and reputation)、(b)力量と能力(competence and capability)、(c)財務の健全性(financial soundness)が、主に考慮される。

(3) 主要な個人のコンピテンシー

ファンドマネジメント会社の最高経営責任者、取締役及び関連する専門家は、ファンドマネジメント会社のファンド運用業務に関連する十分な経験を有していなければならない(本ガイドライン別紙1参照)。

(4) 基準自己資本要件

ファンドマネジメント会社は、FMR規則に規定された基準自己資本の要件を常に満たさなければならない。ファンドマネジメント会社は、基準額に余裕をもって一定の資金を維持するべきである。

| 活動区分 | 基準自己資本 |
|---|--------------|
| (a) 認定投資家又は機関投資家以外の投資家に提供されるCISに関する資産運用を行うこと。 | 100万シンガポールドル |
| (b) 認定投資家又は機関投資家以外の顧客のために資産運用(CIS以外)を行うこと。 | 50万シンガポールドル |
| (c) 上記(a)又は(b)に掲げる以外の資産運用を行うこと。 | 25万シンガポールドル |
| (d) VCFMのみでの資金運用 | 特になし |

(5) リスクベースでの自己資本要件

リテールLFMC及びA/I LFMCは、常時、FMR規則及びMASが発行したCMSライセンスの保有者に対するリスクベ

⁸ <https://www.mas.gov.sg/-/media/MAS/Regulations-and-Financial-Stability/Regulations-Guidance-and-Licensing/Financial-Advisers/Guidelines/1-July-2021-FSGG01-Guidelines-on-Fit-and-Proper-Criteria.pdf>.

ースの自己資本充実度に関する通達(Notice on Risk based Capital Adequacy Requirements for Holders of Capital Markets Services Licences、「CAR通達」)⁹におけるリスクベースの自己資本要件を満たさなければならない。

| ファンドマネジメント会社の区分 | リスクベースの自己資本比率 |
|-----------------|------------------|
| リテール LFMC | 総リスクの額の少なくとも120% |
| A/I LFMC | |

(6) 設立準拠法及びオフィススペース

ファンドマネジメント会社は、シンガポールに恒久的なオフィスを物理的に有するシンガポール法人である必要がある。オフィスは、ファンドマネジメント会社の役職員のみがアクセス可能なように保護された環境である必要がある。

5. ファンドマネジメント会社(VCFM 以外)の継続要件

ファンドマネジメント会社は、SFA、LCB規則、及びMASが随時発行する関連通達に規定された、適用されるすべての業務遂行要件を継続的に遵守することが求められる。以下は、ファンドマネジメント会社が事業を遂行する上で満たす必要がある継続的な要件の一部である。

(1) カストディ

ファンドマネジメント会社は、運用資産を独立したカストディに預託しなければならない。独立カストディアンには、各々の法域で適切に免許、登録又は認可されているプライム・ブローカー、預貯金金融機関(depositories)及び銀行が含まれる。

(2) 評価・報告

ファンドマネジメント会社は、運用資産について独立したバリュエーション(第三者評価者、又は隔離された社内のファンドバリュエーションセクションによるバリュエーション)及び顧客報告を行わなければならない。

(3) 利益相反

ファンドマネジメント会社は、実際の又は潜在的な利益相反を緩和するための緩和措置を講じなければならない、場合によっては利益相反を顧客に開示する必要がある。

⁹ The CAR Notice is available at: <https://www.mas.gov.sg/-/media/MAS/Regulations-and-Financial-Stability/Regulations-Guidance-and-Licensing/Securities-Futures-and-Fund-Management/Regulations-Guidance-and-Licensing/Notices/210927-SFA-04-N13-effective-28-September-2021.pdf>

(4) 情報開示

ファンドマネジメント会社は、管理する各ファンドや口座を顧客に対して適切に開示しなければならない。ファンドマネジメント会社が最低限開示しなければならない事項については、本ガイドラインに列挙されている。

(5) AML/CFT要件

ファンドマネジメント会社は、マネーロンダリングの防止及びテロ資金供与への対策に関するCMSライセンス保有者及び免除者に対する通達(「AML/CFT通達」)に記載された、アンチマネーロンダリングテロ資金供与への対策に関する要件を遵守しなければならない。¹⁰

6. VCFM のアドミッション及び継続要件

VCFM制度の目的は、アーリーステージのスタートアップ企業が株式による資金調達を受けやすくすることである。投資リスクの観点から、VC投資家は通常、投資先とするVCマネージャーを非常に厳選しており、多くの投資家は、最初ファンドで実績を示したVC経営者による新規資金調達ラウンドにのみ投資している。また、VC投資家は、自らの利益を守るための、厳格な契約上のセーフガードを求めることが多い。これらの考慮事項を考慮し、VCFMには簡素化された登録基準・継続要件が適用される。

VCFMは、資産運用のためにCMSライセンスを保持する必要があるが、ファンドマネジメント会社に関する特定の規定は免除される。例えば、VCFMは適合性ガイドライン及びAML/CFT通達の対象となるが、開示義務や利益相反に関する規制については緩和されている。また、上記のとおり、VCFMは自己資本及びリスクベースの自己資本要件の対象とはならない。

| |
|--|
| 弁護士 <u>山本 純代</u> 弁護士 <u>Henry Tan</u> |
|--|

II. 【賭博規制】シンガポール賭博規制庁法及び賭博管理法の改正に伴うシンガポールの賭博規制制度の変更

1. はじめに

2022年3月11日、シンガポール議会は、シンガポール賭博規制庁法(Gambling Regulatory Authority of Singapore Bill、「GRA法」)及び賭博管理法(Gambling Control Bill、「GC法」)を可決した¹¹。当該2つの法案は

¹⁰ <https://www.mas.gov.sg/-/media/MAS-Media-Library/regulation/notices/CMG/notice-sfa-04-n02/Notice-SFA04-N02-last-revised-on-1-March-2022.pdf>.

¹¹ 公式議事録-議会討論(Hansard 議事録)。開催日:2022年3月11日、95巻 <https://sprs.parl.gov.sg/search/home>

2022年2月14日に初めて国会に提出されたが¹²、同法の目的は、賭博規制庁(Gambling Regulatory Authority、「GRA」)を設立し、現在5つの個別の法律¹³に基づいて定められているシンガポールの既存の賭博関連法を統合・改正することによって、シンガポールの賭博規制制度を変更する点にある。

この記事では、GRA法とGC法における重要な規定及び既存の法律とGC法の違いを取り上げる。

2. 賭博規制庁

現在、複数の政府機関がシンガポールの賭博規制を監督している状況にある。カジノ規制庁(Casino Regulatory Authority、「CRA」)はカジノを規制しており、内務省ギャンブル規制部門(Gambling Regulatory Unit of the Ministry of Home Affairs)はオンライン賭博とスロットマシンを規制している。また、シンガポール・トータルゼーター庁(Singapore Totalisator Board)はシンガポール・プールズ(Singapore Pools)¹⁴が運営する賭博サービスを規制している。社会家族開発省(Ministry of Social and Family Development)は、ギャンブル依存症に対処するための社会保障を策定し、シンガポール警察(Singapore Police Force)は違法な賭博活動を規制している。

GRA法は、GRAをあらゆる形式の賭博を規制する唯一の監督官庁として設置することを目的としており、現在カジノ業界を規制しているカジノ規制庁の名称を変更し、その役割を拡大しようとしている。GRA法上、GRAには以下の機能が認められている¹⁵。

- (i) シンガポールにおける賭博又はシンガポールに影響を及ぼす賭博を精査・規制し、賭博が誠実かつ犯罪の影響及び搾取なしに実施されることを確保すること。
- (ii) 賭博に関する事項について照会し、勧告し、又は大臣に助言すること。
- (iii) 賭博の規制に関する事項を調査、照会すること。
- (iv) 以下の機関と協力すること。
 - (a) ギャンブル依存症の蔓延を防ぐための国家賭博問題対策協議会(National Council on Problem Gambling、「NCPG」)。
 - (b) 犯罪の捜査と訴追、又は賭博行為の規制と管理に関し権限を有するシンガポール警察及びその他の公的機関(シンガポール内外を問わない)。

¹² シンガポール内務省「シンガポール賭博規制庁法及び賭博管理法の第1回審議」(2022年2月14日)

<https://www.mha.gov.sg/mediaroom/press-releases/first-reading-of-gambling-regulatory-authority-of-singapore-bill-and-gambling-control-bill/>

¹³ 賭博法(Betting Act 1960)、カジノ管理法(Casino Control Act 2006)、公共賭博場法(Common Gaming Houses Act 1961)、私営くじ法(Private Lotteries Act 2011)及びリモート賭博法(Remote Gambling Act 2014)

¹⁴ 宝くじやスポーツ賭博を運営する会社

¹⁵ シンガポール賭博規制庁法第5条(1)

- (v) 責任のある賭博を促進し、賭博による害を最小限に抑えること。
- (vi) 賭博行為に関する責任について適切な基準を設定し、維持すること。

GRAは2022年半ばに設置される予定である¹⁶。

3. 賭博管理法

- (1) 非カジノ賭博:現行の規制の統合と改正

GC法は、賭博法(Betting Act 1960)、公共賭博場法(Common Gaming Houses Act 1961)、リモート賭博法(Remote Gambling Act 2014)及び私営くじ法(Private Lotteries Act 2011)に基づく既存の法律を包括的に統合し、改正するものであり、その目的は、賭博における新たな傾向、すなわち、テクノロジー(例えば、スマートフォンを通じたオンライン賭博)によるギャンブルへのアクセス性の増加、及び従来ギャンブルとして認識されていない商品(例えば、オンラインゲームにおける電子くじ(ガチャ))への賭博要素の導入による賭博とゲームとの境界の不明確化に対処することである。その他の重要な目的は、異なる賭博商品の規制上の取扱いの一貫性を確保すること、及び社会的セーフガードを強化することである¹⁷。

- (i) 「賭博(gambling)」の定義

「賭博」は、GC法において、(1)賭け行為(betting)、(2)遊戯活動を行うこと(engaging in gaming activity)、又は(3)くじへの参加(participating in a lottery)のいずれかであると定義されており、これらの用語はそれぞれ以下のとおり定義されている¹⁸。

賭け行為

賭博法は「賭け行為」を定義していないが¹⁹、この用語は現在、リモート賭博法の下で、以下のいずれかの事象に対する金銭又は金銭的価値の賭け行為として定義されている²⁰。

- (a) 競馬又はスポーツイベントの結果(競馬又はスポーツイベントが既に行われたか否かは問わない)。
- (b) 大臣が指定するその他の事象。

¹⁶ 脚注 2 参照

¹⁷ カジノ規制庁「賭博管理法及びシンガポール賭博規制庁法(第 2 回審議)」(2022 年 3 月 11 日)

<https://www.cra.gov.sg/news-events/speech/Detail/the-gambling-control-bill-2022-and-the-gambling-regulatory-authority-of-singapore-bill-2022>

¹⁸ 賭博管理法第 4 条

¹⁹ シンガポール高等裁判所は、賭博法に基づく「賭け」という用語は、競馬又はスポーツイベントに関する賭けのみを指すものとして限定的に解釈されるべきではなく、別途明示的に規定されている場合を除き、偶発の事象又はイベントに関する賭けも含むべきであると判示した(Peh Hai Yam v Practice[2017]SGHC 69)。

²⁰ リモート賭博法第 4 条(1)

この定義はGC法において改正され、その範囲が拡張されている。GC法は「賭け行為」を以下のように定義している²¹。

- (a) 次の各号のいずれかに該当するものに対する金銭、金銭と同等な物²²又はその他の財産的価値のあるものの支払を伴う賭けを行い、又は受けること。
 - (i) シンガポール又はその他の場所で行われるレース、競技、スポーツイベント又はその他のイベント又はプロセスの結果に対するもの。
 - (ii) シンガポール又はその他の場所で発生する、又は発生しない可能性に対するもの。
 - (iii) 特定のものが真実であるか否かに対するもの。
- (b) 関連する規則によって、賭博と分類される取引。

GC法はさらに、何が「賭け行為」に該当するかについて明確にするためのガイダンスを提供している。例えば、レース、競技、スポーツイベント又はその他のイベント又はプロセスの結果に関連する取引は、当該イベント又はプロセスが既に発生しており、かつ取引の一方当事者がその結果を知っていたとしても、賭け行為となる可能性がある²³。

他方、次のものは「賭け行為」には該当しない²⁴。

- (a) 事業として締結され、いずれかの当事者によるその履行が民法第5条(5)の投資活動に該当する契約又は合意²⁵。

²¹ 賭博管理法、第5条(1)及び第5条(3)。

²² 「金銭と同等な物」とは、GC法第14条で定義されており、当事者が金銭的利益を受領もしくは提供する換金可能な法的もしくは衡平法上の権利もしくは義務、又はGC法で定義されている金銭もしくは金銭と同等な物を受領する権利を有する取り決めと定義されている。例としては、仮想バウチャー、仮想クーポン、仮想クレジット、仮想コイン、仮想トークン、仮想オブジェクトなどがある。「換金可能」とは、金銭的な利益に関して、金銭もしくは金銭と同等な物であること、金銭もしくは金銭と同等な物により決済されることが意図されていること、又は金銭もしくは金銭と同等な物に容易に換金可能であるものと定義され、かつ、当該金銭的な利益について、流動性の高い市場が存在するものをいう。

²³ 賭博管理法第5条(6)

²⁴ 賭博管理法第5条(2)

²⁵ 民法の下で定義される「投資活動」とは、(1)(a)証券、商品、通貨又は金融商品の将来の引渡しに関する契約又はオプションに関連する取引(当該証券、商品、通貨又は金融商品の引渡しを実際に行う意思の有無を問わない。)、(b)有価証券、商品、通貨又は金融商品の価格又は価額の差額を決済することを目的として締結する契約又はオプションに関連する取引(当該有価証券、商品、通貨又は金融商品の引渡しを実際に行う意思の有無を問わない。)、(c)有価証券、商品、通貨又は金融商品の交換又はオプションの付与に関する取引、(d)有価証券、商品、通貨又は金融商品に関する取引、(e)利息を支払う義務、利息を支払う義務との交換、オプションの付与に関する権利もしくはオプションの付与に関する取引、(f)事前に合意された利率と特定の期間後における利率との差額を支払う契約又はオプションに関する取引、(g)シンガポール以外の国の証券取引所、先物取引所又は商品取引所に上場され、又は取引されている一切の証券、先物契約はデリバティブ取引、(h)その他のデリバティブ(スワップ、キャップ、カラー、フロア及びこれらの組み合わせを含むが、これらに限られない)に関する取引、又は(2)所管大臣が告示により定める

- (b) 大臣により「賭け行為」の定義から除外された賭け行為。

遊戯活動を行うこと

現在、リモート賭博法は、「遊戯」を金銭又は金銭的価値を獲得するための運が勝敗を左右するゲームを行うことと定義しており、さらに「運が勝敗を左右するゲーム」は、(1)運の要素と技術の要素の両方を含むゲーム、又は(2)運の要素を含むとして提示されるゲームを含むものとして定義されている²⁶。

GC法のもとでは、「遊戯活動を行うこと」は(1)賞品のために運が勝敗を左右するゲームを行うこと、又は(2)ギャンブル用機械のプレイと定義されている²⁷。「運が勝敗を左右するゲーム」は、以下のゲームを含むと定義されている²⁸。

- (a) 運の要素と技術の要素の両方を含むもの。
- (b) 高度な技術によって排除することができる運の要素を含むもの。
- (c) 運の要素を含むものとして提示されるもの。
- (d) ギャンブル用機械でプレイされるもの。

上記の定義において、GC法は、運と技術が関係するゲームに関しては、運の要素が低い場合であっても(高度な技術によって運が排除できるようなものであっても)、「運が勝敗を左右するゲーム」とみなされることを明確にしていると考えられる。

「ギャンブル用機械」とは、GC法の下では、ギャンブル用に設計・構築され、プレイに当たって金銭又は金銭と同等な物の投入を必要とし、金銭、金銭と同等な物又はその他の価値のあるものの支払いを受けるか、又はこれらに関する権利を登録する装置(その一部が機械的又は電氣的に操作されるかを問わない。)と定義されている²⁹。GC法は、具体例としてジャックポットマシンやスロットマシンを挙げている。他方、ギャンブル用機械に該当しないものとして、(1)アミューズメントマシンであって、1回の報酬が100シンガポールドル(又はその他の所定の金額)未満の賞金であるもの、又は当該報酬が金銭もしくは金銭と同等な物を支払うことなく再びプレイする機会を与えるものであるもの、(2)リモート賭博³⁰への参加のみを目的とするコンピュータ又は通信機器、又は(3)富くじ又は賭けの証拠となる証票もしくは領収書を交付する機械(富くじもしくは賭けの結果を判定し、又は発表しないものに

その他の活動。

²⁶ リモート賭博法第4条(1)

²⁷ 賭博管理法第7条(1)

²⁸ 賭博管理法第7条(6)

²⁹ 賭博管理法第7条(6)

³⁰ 「リモート賭博」とは、GC法第3条に基づき、インターネット、電話その他の通信機器、テレビ、ラジオ、又は通信を容易にするその他のあらゆる種類の電子技術その他の技術等のリモート通信(全部か一部かを問わない。)を使用する賭博と定義されている。

限る)を挙げている³¹。

くじへの参加

「くじ」とは、リモート賭博法、私営宝くじ法及び公共賭博場法のそれぞれにおいて同様に定義されており³²、シンガポールの国内外のいずれにおいて開催、抽選、実施又は管理されるかを問わず、金銭又は金銭的価値を、運又はくじに依存する形で分配するゲーム、方法、装置、スキーム、競技である³³。

GC法は、より詳細な定義を定めており、「くじ」とは、景品の分配について、複数の参加者が関与し、又は関与しない取決め、スキーム、競技又は装置を意味し、(1)参加者の参加資格が、金銭、金銭と同等な物もしくはその他の財産的価値があるものを支払うこと、又は参加者の出席、その他の資格に依存するもの、及び(2)景品の分配が、運の要素に依存している(技術が関与している場合であっても該当する。)。GC法は例として、景品くじ、宝くじなどを挙げている。

(ii) ライセンス制度

GC法の下では、GRAは賭博に関し、特定の種類の賭博行為や宝くじ行為を行うライセンスなど、異なる種類のライセンスを付与する権限を有する³⁴。当該ライセンスに関しGRAは、賭けの金額、提供される景品の金額及び種類に関する制限、又はライセンス保有者に対し監査を受けることを義務付けるなど、一定の条件を付加することができる³⁵。ライセンスの申請プロセスの詳細は、今後制定される関連法案で明らかにされる予定である。

GC法はまた、大臣が、一定の事業者に対し、個別のライセンスなしでギャンブルサービスを提供することを許可する包括ライセンスを随時発行することができる」と規定している。かかる包括ライセンスは随時変更又は取り消すことができ、また条件を付すことも可能である³⁶。

次のいずれかに該当しない限り、賭博事業を運営したり、又は賭博、くじを実施することは、犯罪となる。(1)関連するライセンスの保有者、(2)包括ライセンスの対象者、(3)ライセンス保有者の従業員、(4)ライセンス保有者への賭博役務提供者(その従業員を含む)、(5)免除対象者、(6)カジノにおいて賭博又はくじを行うことを許可された事業者(その従業員を含む)。違反に対する罰則は、50万シンガポールドル以下の罰金及び/又は7年以下の懲役である。特定の状況では、最高20万シンガポールドル(再犯者については最高30万シンガポールドル)のより低い罰金、及び最高5年(再犯者については最高7年)の懲役が適用されることがある。

(iii) ソーシャルギャンブルに関する例外規定

³¹ 賭博管理法第7条(6)

³² 公共賭博場法に基づく定義は、網羅的ではないことに留意されたい。

³³ リモート賭博法第4条(1)、私営宝くじ法第2条、公共賭博場法第2条(1)

³⁴ 賭博管理法第52条

³⁵ 賭博管理法第57条

³⁶ 賭博管理法第60条乃至62条

GC法は、ソーシャルギャンブルに関する例外制度を導入しており、これによりソーシャルギャンブルは、賭博管理法に基づく一定の禁止及び/又は制限の対象から除外されることになる。「ソーシャルギャンブル」とは、参加者が同一の家族の構成員であるか又は個人的に知り合いであり、自宅又は他の個人宅で行われるリモート以外の賭博であって、自発的なもの(定期的に又は参加者間の取り決めにより行われる場合である場合も含む。)であり、(1)賭博に参加していない者の利益のために実施しておらず、又は(2)いずれかの事業に関連して開催されておらず、かつ参加者が勝利した場合にのみ利益を得ることができるものであると定義されている。

(2) カジノ賭博:カジノ管理法の改正

カジノ賭博は、現行法であるカジノ管理法(Casino Control Act 2006、「CCA」)により引き続き規制される。この法律は、今後制定されるカジノ管理(改正)法案(Casino Control (Amendment) Bill)に従ってさらに改正される予定である³⁷。そのため、GC法に基づくCCAの修正の大部分は、次の2つの事項、すなわち(1)排除命令と、(2)代理賭博の犯罪の導入に関するもののみである。

現在、CCAの下では、カジノ運営者、CRA、警察長官、又はNCPGが、カジノ施設への出入りを禁止する排除命令を出すことができる³⁸。GC法に基づき³⁹、CCAは、NCPGが(1)スロットマシンのようなギャンブル用の機械が設置してある部屋⁴⁰への入場等、又は(2)オンラインギャンブルなどのリモート賭博に参加することを禁止する排除命令を発することができるように改正される。

代理ギャンブルに関して、CCAの改正案は、ある者がカジノ施設においてその者の代理として別の個人に賭博を行わせることは犯罪であると定めており、当該罪を犯した者は、1万シンガポールドル以下の罰金及び/又は12ヶ月以下の懲役に処せられる⁴¹。

| |
|---|
| 弁護士 <u>鈴木 洋介</u> 弁護士 <u>Lee Zhun Wen</u> |
|---|

³⁷ 脚注 2 参照

³⁸ カジノ管理法、第 120 条乃至 122 条及び 165 条

³⁹ 賭博管理法第 134 条

⁴⁰ 「ギャンブル用の機械が設置してある部屋」とは、GC 法において定義されており、公認のギャンブル会場であるか、又はその中にある部屋であり、かつ、賭博管理法により承認されたギャンブル用機械が、(a)設置及び操作されることが想定され、又は(b)賭博行為が行えるような部屋を意味する。CCA 改正案は、賭博規制法を参照してギャンブル用の機械が設置してある部屋を定義している。

⁴¹ 賭博管理法第 135 条

-
- 本ニュースレターは、DOP 法律事務所と共同で作成しています。当事務所のシンガポールオフィス (Anderson Mori & Tomotsune (Singapore) LLP)は、DOP 法律事務所と Formal Law Alliance による提携を行っております。Formal Law Alliance において、当事務所シンガポールオフィスと DOP 法律事務所は、各事務所がプラクティスできる資格を有する業務を行います。シンガポール法にかかる事項については DOP 法律事務所の弁護士がアドバイスを提供いたします。
 - ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記編集者までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
弁護士 長田 真理子(mariko.nagata@amt-law.com)
弁護士 レオン ライアン(leon.ryan@amt-law.com)
弁護士 デイビッド オン (david.ong@amt-law.com)
弁護士 アデリア オン (adalia.ong@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。